

1. 「自衛官募集」について

安倍首相は、1月30日の衆院本会議、2月10日の自民党大会などで、6割以上の自治体が自衛官募集への「協力を拒否」していると発言し、国会でもマスメディアからも批判の声が上がりました。

大会演説で安倍首相は、安保法制＝戦争法の成立に触れた上で、「いよいよ立党以来の悲願である憲法改正に取り組む時が来た」と強調し、さらに、(自衛隊の)「新規隊員募集に対して都道府県の6割以上が協力を拒否しているという悲しい実態があります」「この状況を変えようではありませんか。憲法にしっかりと自衛隊を明記して違憲論争に終止符を打とうではありませんか」などと呼びかけています。

首相が念頭に置いている「自治体の協力」というのは、新規自衛官適齢者の個人宅に自衛官募集のダイレクトメールを送付する為、自治体に氏名や住所、性別を記した名簿を、「紙か電子媒体で」提出することを求めるものです。

この問題に関連し、自民党の政務調査会が、同党の国会議員に、選挙区内の自治体の状況を確認するよう文書で依頼したことも明らかになっています。この文書の内容は、「自衛官募集に対する地方公共団体の協力に関するお願い」というタイトルで、自民党政調会の小野寺五典・安全保障調査会長と山本ともひろ・国防部長の連名で、同党所属国会議員あてに出され、「今一度、選挙区内の自治体の状況をご確認頂く」と、自治体行政に“圧力”をかけるような内容であることは問題です。

安倍首相の「協力拒否」発言は、改憲・極右団体「日本会議」の前会長と現会長が共同代表を務める、「美しい日本の憲法をつくる国民の会」が、昨年12月に開いた集会で配布したビラが発信源とされ、「自治体が円滑に業務を遂行するため、自衛隊の憲法明記を」など、安倍首相の発言内容と同様のことが書かれています。

安倍首相はこれまで、憲法に自衛隊を明記しても「何も変わらない」と発言してきました。ところが今度は、改憲によって自治体の「協力拒否」という「状況を変えよう」などとあけすけに語っています。改憲に執念を込め、「自衛官募集」を憲法9条改定の新たな口実にし、海外での無制限の武力行使に道を開くとともに、若者を戦場に送ることは決して許されません。

自衛隊法は97条で、「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」と規定しています。しかし、同法施行令では、自治体が自衛官募集の広報などを行うことを定めてはいるものの、名簿の提供に関しては120条において、「(防衛大臣は…)都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」としているだけで、自治体は名簿提出の要請に応じる義務はありません。

自治体が本人同意のない情報提供に応じていないのは、住民の個人情報やプライバシー権を保護する観点からすれば当然の姿勢であり、名簿の提供は住民基本台帳法等の趣旨や条文解釈に照らしてみても、データなどでの提供は適切ではありません。

2003年、衆院個人情報特別委員会において、日本共産党の質問に対し、当時の皇中誠二郎総

務省自治行政局長は、住民基本台帳法には「(自衛隊への)提供の規定はない」と明言し、当時の石破茂防衛庁長官も、「私どもは(自治体に)依頼をしているが、応えられないということであればいたし方ない」と答弁しており、自治体に協力義務がないことは国会でも明らかになっています。安倍首相の「協力拒否」発言は、地方自治への蹂躪とも言える発言であり、自治体は住民の個人情報を守る立場を貫くべきと考えます。そこで質問いたします。

■今後も、防衛省が求める「紙媒体または電子媒体」など、協力義務のない情報提供には応じるべきではないと考えます。見解を求めます。

2. 幼児教育・保育の無償化について

(1)1点目、財源についてです。

安倍政権は、消費税10%増税の実施を推し進めるために、2017年12月に閣議決定した「新しい経済政策パッケージ」の冒頭で、幼児教育・保育の無償化(以下「無償化」)を明らかにし、2018年6月の「骨太方針」で閣議決定しました。

これを受け、関係団体や専門家、全国市長会から、無償化に関する様々な意見が出されました。この間、待機児童解消に向け懸命な努力を続けてきた全国の市町村にとって、無償化は今後の計画にも大きな影響を及ぼすものです。中でも、保育の質を下げかねないとの懸念は大きく、また、国が言いだした無償化であるにもかかわらず、自治体に大きな財政負担が強いられることに対し、全国から反発の声が相次ぎました。

2018年、全国市長会は、『子どもたちのための幼児教育・保育の無償化』を求める緊急アピール」を採択、さらに今年1月にも、国に対し「幼児教育・保育の無償化に際しての質の確保・向上等について」と題した意見を上げています。これらを踏まえても、無償化に多くの課題や懸念が残されていることは明らかです。

財政負担については、昨年12月、全国市長会が当初の提案を譲歩し、自治体の負担割合を若干減らしたおよそ3,000億円の負担と、2年間の事務費を全額国が負担することなどで了承するに至りました。しかし、依然として2目以降については、公立保育所等の無償化経費は全額市町村負担のままであり、今後の財政負担の懸念が解消されたわけではありません。更に、これらの財政負担によって、これまで市町村が独自に取り組んできた保育制度の上乗せや子育て支援、公立保育所の運営などが後退しないかと不安の声も聞かれます。

安倍政権は、増税の批判をかわすかのように無償化を提言しました。無償化そのものに反対する人はあまりいないかもしれませんが、しかし、消費税増税分を財源にすれば、今後、無償化の財源確保が消費税増税とセットにされることにもなりかねません。

これまで、保育料は保護者の所得による応能負担とされてきました。そのため、無償化は高所得の世帯ほど恩恵が大きくなります。政府資料によると、認可保育所の場合、年収1,130万円を超える世帯の子ども1人当たりの公費負担は年間51万5千円、一方、年収260万円以下の低所得者世帯の負担は年間1万5千円となっています。

昨年12月末に行われた、野党合同ヒアリングで示された政府の試算によれば、無償化の財源の

半分は年収640万円を超える世帯に配分され、年収260万円以下の低所得者世帯には1%しかないことも示されています。

それにもかかわらず、増税によって無償化を行うことは、深刻化している子どもの貧困と格差を一層広げることにもなりかねません。本当に子育ての負担軽減を考えるのであれば、これ以上、国民生活への負担増を強いるべきではありません。そこで質問いたします。

■無償化は消費税財源ではなく、すでにある財源で確保するよう求めるべきと考えます。見解を求めます。

(2)2点目に、**保育の質**についてです。

今回の無償化は、「保育の質」について、特に認可外保育施設が無償化の対象となることで、認可外施設の固定化が進み、保育環境の改善に遅れが生じるのではないかと懸念されています。

無償化は、一時預かり事業・病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業などを含み、認可外保育施設も対象とされています。2号認定を基準として、上限額の範囲内なら複数サービスの利用も可能とされており、幼稚園の預かり保育が十分でない場合などは、認可外保育施設等の併用も、上限額以内なら対象となります。

認可外保育施設の保育料は認可園に比べて高額なことから、これまで利用が広がらない要因のひとつとなっていました。しかし、無償化の対象となることで、認可外保育施設の利用も増加することが予想されます。

認可外保育施設は、都道府県などに届け出をし、一定の指導基準を満たすことが必要とされていますが、当面5年間は基準に満たない施設でも経過措置として無償化の対象とされます。

国は、今後、何らかの法制措置を講じるとしていますが、経過措置の見直しは2年後が目途とされており、施設整備が不十分なまま、利用拡大の見切り発車を容認することは問題です。

先ほど述べた全国市長会の「緊急アピール」などには、認可外保育施設等について、「…子どもたちの安全が確保されることが第一であり、本来、「劣悪な施設を排除するため」の指導監査基準を満たした施設に当然限定すべき」と書かれています。この提言は、保育の質を担保するために大変重要な提言です。そこで質問します。

■無償化の対象となる認可外施設について、安全と保育の質を担保するために今後どのような対応を行っていくのか、見解を求めます。

(3)3点目に、**食材費の実費徴収**について質問します。

安倍政権は、保育料の無償化をする一方、保育園の給食食材費を公費負担から外し、3歳以上児(2号認定)の副食材費は、新たに実費徴収されることになりました。3号認定の0～2歳児の食材費負担については、無償化が住民税非課税世帯に限られることから今回は回避されました。

この実費徴収についても、この間、内閣府の子ども・子育て会議等で多くの異論が出されています。「食育は保育の重要な中身であり、無償化に伴って実費徴収化の議論がされることは十分理解できない」「極端に高い食材を使用したり、反対に極端に安い食材にするといったケースをどう規制す

るのか」「アレルギー食等の対応のため、徴収額に差をつけてしまうと、事務量が膨大になる」「欠席の扱いをどうするのか」など、出された意見を見れば、食材費の実費徴収に問題があるのは明確です。

大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例では、保護者に金銭の支払を求める場合、その理由を書面で明らかにし、説明を行い、同意を得るよう定められています。保育の一環であった給食の位置づけが変わり、保護者によっては給食の捉え方にばらつきが生じることも懸念され、園の保育方針や保育そのものにも影響を及ぼしかねません。

子どもたちの心身の成長に必要な給食は、これまで通り保育の一環として位置づけるべきです。保育現場や関係者からは、食材の実費徴収について、戸惑いの声が上がっています。保育団体はこれらの問題点を深刻に受け止め、反対の意志を示し続けています。そこで質問いたします。

■①国に対し、食材費の実費徴収を行なわないよう求めるべきと考えます。見解を求めます。

(4)公立幼稚園のあり方について

2015年、子ども・子育て支援新制度の導入に伴い、公立幼稚園の保育料は基本的に応能負担とされました。これにより一律6,300円だった保育料が高額になったことは、園児数減少の要因のひとつであると考えられます。入園希望者の減少は、公立幼稚園の統廃合を加速させる事態となっています。

しかし、今回、国は幼児教育の無償化という新たな変革を決め、3歳から5歳までの1号認定(幼稚園)を無償化するとしました。これにより、3歳児からの幼児教育希望者が増加することが予想されます。

ところが、公立幼稚園では、5歳児あるいは4歳児からしか受け入れができません。公立幼稚園だけが、子どもを受け入れる態勢不十分ということになります。

幼稚園の統廃合は、安倍政権による公共施設の集約化を行革メニューとして市町村に押し付けるものですが、市民の願いに背を向けて強引に進めることは決して許されません。保育園のみならず公立幼稚園においても、保育ニーズに応えることは大原則であるはずですが、無償化が実施となるからには、市町村もなんらかの対応をすべきと考えます。そこで質問致します。

■無償化実施に伴う保育ニーズに対応する為、公立幼稚園でも3歳以上児の受け入れ態勢を検討すべきと考えます。見解を求めます。

(5)障がい児の発達支援について質問します。

今回の無償化に伴い児童福祉法の施行令も改正され、就学前の障がい児の発達支援についても、「無償化」の措置が行われるとされています。無償化は、幼稚園・保育園の3歳以上児が対象であることは広がりつつありますが、発達支援の無償化についてはあまり周知されていません。そこで質問いたします。**■就学前の発達支援の無償化について、今後の対応をお聞かせください。**

3. 次に、待機児童の解消について、質問致します。

本市においては、認可保育園の整備を基本に待機児童解消を進めており、この点は大変評価され

ることです。その結果、3歳以上児の保育の受け皿は格段に拡充されました。以前に比べ、待機児童数も大きく減少しています。

しかしながら、0歳から2歳の3歳未満児はいまだに入所が叶わず、「職場復帰ができない」「育休を延期した」等の声が上がっています。

今後、保育無償化により就労を検討する世帯が増えることも考えられ、3歳未満児の入園希望者の増加が予想されます。待機児童問題は、3歳未満児を重点的に拡充しなければ、もはや解消できないといっても過言ではありません。しかし、保育士の確保や人件費の負担増など課題も多く、民間での拡充でも進みにくいのが実状です。

近年、地域型保育事業なら公立でも国の補助金を使えることから、0歳から2歳までの子どもを対象にした小規模保育施設を自治体が設置主体となって開設する動きが出ています。岩手県花巻市においては、補助金も活用して約2,900万円で施設整備を行い、2018年4月、全員有資格者による公立の小規模A型保育施設を新設しています。当面3年間の予定で運用し、3歳未満児の待機児童の状況によって運用の継続を検討するとしています。応急的な開設の地域型施設ではありますが、深刻な0歳児から2歳児の受け皿として、また、保育の質を重視し基準を満たした整備であれば、一定評価できるものと考えます。そこで質問いたします。

■ 3歳未満児の待機児童解消のために、公立の小規模保育事業を検討してはどうかと考えます。見解を求めます。

4. 教育行政について一教職員の負担軽減について

(1)授業準備時間について質問致します。

昨年、日本共産党は、「教職員の働き方を変えたい」と題して政策提言を行いました。日本共産党は、教員の長時間労働が子どもや教職員にとって深刻な影響を及ぼしており、1. 授業負担の増加、2. 「教育改革」による業務の増大、3. 「残業代ゼロ」の長時間労働の野放しという3つの問題点を指摘しています。

その上で、①教職員の抜本増員 ②業務の削減 ③部活動の改善 ④労働ルールの確立 ⑤教職員の正規化 ⑥自主性が発揮できる職場に、という5つの観点から「教職員の働き方改革」を提案し、全国の自治体で教育委員会との懇談や申し入れを行っています。

今の日本の教育は、「1学級40人」「世界一学費が高い」「GDPに占める公教育支出の割合は世界最下位」これが実態です。教育問題を真に解決するためには、国の予算投入による抜本的な改善は不可欠ですが、一方で、地方自治体が教職員の働き方をどう認識し、具体的に解決しようとしているか、その結果が問われます。

本年1月、当議員団も市教委との懇談を行いました。その際、「大分市立学校における働き方改革推進計画の概要」をもとに意見交換を行いました。

この計画は、「教職員が子どもと向き合うための時間を確保する」ことを目標に、○学校徴収金の効率化、○部活動の在り方の見直し、○教職員研修の見直し、○タイムレコーダーによる適正な勤務時間管理、○勤務時間外の電話対応の見直しなど具体的な取組が掲げられています。教職員が勤

務時間を確保するためには、まず業務負担を軽減することから始まりますが、それにより教職員の過密労働がどの程度改善されるのか、勤務時間内で仕事を終えることができているのか、踏み込んだ検証こそが必要です。

学校現場では「学びのススメ」などの声かけで、週授業時数はますます増加しています。2020年本格実施となる新たな学習指導要領で、英語教育やプログラミングなどの指導が加わり、この大改革によって授業時数がほとんど週5日制導入前の量に戻っていることは問題です。この授業時数の増加は、根本的な問題として、ぜひ国に削減を求めて頂きたいと思います。現段階で、これだけの授業時数にかかる準備時間について市教委はどのように認識し、対応していくのかが問われています。そこで質問いたします。

■新たな学習指導要領実施を踏まえ、授業準備時間を確保する必要性について見解をお聞かせください。